

## 11月の税務カレンダー

個人事業税 第2期  
国民健康保険税 第3期  
長崎市ホームページより



## 令和2年分の年末調整における控除額等の改正

令和2年分の年末調整での改正事項をまとめてみました。わかりやすいよう新旧対照表で記載をしています。  
**細かな要件等の見直しもあっていますので確認、不明点は各担当者へお尋ねください。**

### 1. 給与所得控除の改正

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 18万円	(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 54万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 120万円	(A) × 10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

### 2. 基礎控除の改正

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

### 3. 配偶者控除、扶養控除等を受けるための合計所得金額要件等の改正

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

### 4. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除の改正

本人が	配偶関係	所得控除額										
		改正前				改正後						
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万		
合計所得	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	~500万円	500万円~				
女性	扶養親族	有	子	35万円	27万円	35万円	27万円	35万円	-	35万円	-	35万円
			子以外	27万円	27万円	27万円	27万円	27万円	-	27万円	-	-
		無	27万円	-	-	-	27万円	-	-	-	-	-
男性	扶養親族	有	子	27万円	-	27万円	-	35万円	-	35万円	-	35万円
			子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### <米大統領選・異例の激戦!>

米大統領選は3日投開票され、本日(5日)現在、勝者が決まらない状況が続いている。そのような中、トランプ大統領は4日未明の演説で「勝利した」と一方的に宣言する異例の事態となっている。同氏は訴訟を提起するなどの方法を選択しているとのこと。勝者の確定までに長期間を要するのではないかと危惧されている。従来、民主主義が最も進んでいると思われた、超大国アメリカが、自らの指導者(大統領)を民主的に選ぶことができるのか?否か?世界中が注目しているのでは。

アメリカでの大統領選出が混迷を深めた場合、我が国日本においても様々な影響が生じるのではないかとされる。しかし、米国の動向に右往左往されることなく、我が国独自の政策を貫いてもらいたいものだ。